**【連絡票】検査対象となる防火設備の設置状況について**

**※検査対象となる防火設備＜随時閉鎖又は作動できる防火設備（防火扉・防火シャッター・防火スクリーン等）**

**（防火ダンパーを除く）＞が設置されている建築物については、「連絡票」の提出は必要ありません。**

**（１）「定期報告書の提出について（通知）」に記載されている建築物の概要について、**

**以下の各項目をご記入ください。**

|  |  |
| --- | --- |
| 建築物名称 |  |
| 建築物所在地 |  |
| 整理番号 |  |

**（２）検査対象となる防火設備が設置されていない理由をご記入ください。**

**（建築士等に確認の上、ご記入ください。）**

**※　検査対象となる防火設備**

 　随時閉鎖又は作動できる防火設備（防火扉・防火シャッター・防火スクリーン等）（防火ダンパーを除く）

◆例

・当該建築物は防火設備が設置されているが、すべて常時閉鎖式であるため。

・昭和46年５月以前に確認申請の手続きを行い新築した建築物で、当時は竪穴区画の形成が

建築基準法令に規定されておらず、また、その後増築行為がないため、竪穴区画を形成する

防火設備が設置されていない。

※　用途変更や増築等に伴い、随時閉鎖式の防火設備等の設置を行った場合は、「防火設備」の定期報告が必要

になる場合があります。

**（３）この連絡票の内容についてのお問い合わせ先をご記入ください。**

（検査対象防火設備の設置状況等について、内容確認させていただく場合がございます。）

**法人名**

**氏名**

**電話番号**

（他に特記事項がある場合はご記入ください。）

横浜市建築指導課建築安全担当

**〒231-0005　横浜市中区本町６丁目50番地の10　25階**

**FAX:045-681-2434** （※FAXの場合、お手数ですが、送付後にお電話にて到達確認にご協力をお願いいたします。）

お問合せ　Tel：045-671-4539

送付先